

議案第27号

天理市営住宅条例の一部改正について

天理市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建設省令第19号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第5条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項第4号中「明らかな者」を「明らか」に改める。

第7条第1項中「伴い」の次に「他の」を加える。

第9条第2項中「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（極度額の設定）

第12条の2 前条第1項第1号の連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負うものとする。

第13条第1項及び第14条第1項中「公営住宅法施行規則」を「施行規則」に改める。

第15条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定

めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第16条第2項中「公営住宅法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第20条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

第22条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅等の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第23条第3号中「に規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第32条第1項中「第15条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「令第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第34条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第35条中「適当な」を「適切な」に改める。

第36条第1項中「者を」の次に「他の」を加える。

第37条第1項及び第40条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第54条第1項及び第55条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第64条第3項中「第20条第3項及び第4項」を「第20条第4項及び第5項」に、「、第20条第3項」を「、第20条第4項」に改め、「、「家賃」とあるのは「使用料」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の2の規定は、この条例の施行の日以後に連帯保証人となる者について適用し、同日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第43条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。